



食品営業許可書

新潟県 芝保 第 3002-320 号
平成 31 年 2 月 27 日

申請者住所 新発田市下小中山1116-24

氏 名 板垣 一寿 様



新潟県新発田保健所長 阿部 俊幸

平成 31 年 2 月 25 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法
第 5 2 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 営業所所在地 新発田市下小中山1024-15
- 2 営業所の名称、
屋号又は商号 山岳手打そば 一寿
- 3 許可事項

営 業 の 種 類	許 可 の 条 件
飲食店営業 (一般食堂)	
以下余白	
許可の有効期間	平成 31 年 5 月 1 日から 平成 36 年 4 月 30 日まで